

政策 1 施策 1 子どもの健やかな成長への支援

1 施策の目指す姿

子どもたちが、のびのびと、その子らしく育つために、周囲の大人たちが子どもたちを人として尊重し、あたたかく見守っています。

2 現状と課題

核家族化・共働き世帯の増加などの家族構成の変化や地域とのつながりの希薄化等により、子育てが孤立しやすく、子育ての不安感、負担感を感じやすくなっています。

妊娠期から未就学児の親子が交流し、気軽に相談もできる「子育てひろば（地域子育て支援拠点事業）」は平成 27 年度の開始時の 5 か所から、令和 4 年 3 月に開設した「パルテノン多摩こどもひろば OLIVE」を含め、現在は 10 か所へ広がりました。

「子育てひろば（地域子育て支援拠点事業）」の設置については、子育て世帯が集まりやすさも踏まえながら引き続き検討が必要となっています。

令和 2 年度に開始した子育て世代包括支援センター事業では、子どもの健やかな成長、一人ひとりの発達にあわせた相談・支援を関係機関と連携しながら行っています。

今後さらに、すべての妊産婦と子どもに継続的に切れ目なく関わりながら伴走する相談支援を行う仕組みづくりが求められています。

子どもの人権を守るため、児童虐待の防止や早期発見への取り組み及び、ヤングケアラーを含めた子ども自身の困りごとへの気づきの視点や相談先の周知を行っています。

今後さらに、子ども自身から発信する方法の工夫や対応できる仕組みづくりが求められています。

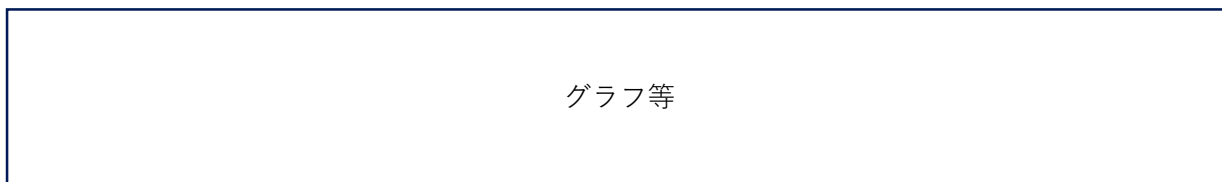
心身の状態や発達の特性に関わらず、遊びや他者とのコミュニケーションを通して集団の中で子どもたちが成長していけるように、一人ひとりに合わせた相談・支援が求められています。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和 3 年度	目標値 令和 8 年度	目標値 令和 1 4 年度
①子育てひろば（地域子育て支援事業）利用者数	76,520 人		
②児童虐待の相談・通告先を「知っている」と回答した市民の割合	37.2%		

【出典：①子ども家庭支援センター ②多摩市政世論調査】

【図表】



4 主な施策の方向性

(1) 子育てのための支援

- 妊娠期から子育て期において安全で安心できる居場所である「子育てひろば（地域子育て支援拠点事業）」や児童館等を活用し、遊びや学び、健やかな育ちにつながる行事を展開しながら、身近な場所での親子交流や気軽に相談できる場をつくっていきます。
- 妊娠期から子育て期に渡る切れ目ない支援を目指し、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関を設置し、包括的な支援体制を構築します。
- 妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談でき、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、安心して出産・子育てができるようサポートします。

(2) 子どもの人権の尊重

- 成長期にある子どもたちが、ヤングケアラーや虐待等により子どもの権利を侵害されることなく、のびのびと子ども時代を過ごせるように、地域全体で支援する取り組みを進めます。
- 子育て家庭の育児負担の軽減や地域での孤立を防ぐために、関係機関と連携し相談や在宅サービスにつながる機会の充実を図ります。
- 子どもの人権を守るために、関係機関と連携し、子どもの健全な成長・発達を阻む不適切な行為に至らないように、早い段階から継続して相談・支援を行いながら、児童虐待を未然に防止するとともに子どもが自ら発信できるよう、子どもへの周知・相談しやすい環境を整えます。

(3) 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

- 心身の状態や発達の特性により配慮が必要な子どもについて、他者とのコミュニケーションを通して集団の中で子どもたちが成長していけるように、専門的な相談・支援を行うとともに、あらゆる場面においても一人ひとりに合った対応や支援が行われるよう普及・啓発を行います。

5 関連する主な計画

- 多摩市子ども・子育て支援事業計画

用語解説

児童虐待：保護者（親権者、未成年後見人、その他児童を現に看護する者）が18歳未満の児童に対して加える不適切な4つの行為（身体的虐待・心理的虐待・ネグレクト・性的虐待）。保護者等からの極度のストレスや虐待は子どもの脳に影響を与えることが研究結果で出ています。

ヤングケアラー：家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。

政策 1 施策 2 子育て家庭への支援

1 施策の目指す姿

親が親として成長し、子育てに安心と喜びを見出すために、様々な働き方やライフスタイルを尊重しながら、多様なサービス基盤のもとに子どもにとって最善の利益と子育て家庭に配慮した社会的な支援が展開されています。

2 現状と課題

認可保育所については、保育ニーズの高い地域では待機児童が発生していますが、それ以外の地域の保育所では空き枠があり、地域的ミスマッチが生じています。今後は地域の需要を見極めつつ、事業者と調整を行い地域的ミスマッチの解消に向けた取組みを進めていきます。

児童数は減少傾向にありますが、学童クラブ入所希望数は増加傾向にあり、待機児童解消には至っていません。地域の児童数の偏りや学童クラブの条件などから、待機児童となるケースがあるため、様々な手法を考え待機児童対策を進める必要があります。

子どもの放課後の居場所のひとつとして、放課後子ども教室の開催場所、日数及びメニューの拡充により、放課後の子どもの安心・安全な居場所を整備する必要があります。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3年度	目標値 令和8年度	目標値 令和14年度
学童クラブの待機児童数	70人		
放課後子ども教室参加者数	3,582人		

【出典：①子育て支援課 ②③児童青少年課】

4 主な施策の方向性

(1) 安心できる保育体制の充実

- 保育所及び学童クラブの待機児解消にむけて

保育所について、待機児童の解消が図られている状況に伴い、より具体的に市民ニーズに合った環境を整備するために、関係団体と丁寧に協議を進めていきます。学童クラブの待機児に対しては、地域の児童館での受け入れや、国の「新・放課後子ども総合プラン」の考えに沿って、学童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施により、児童の安全・安心な居場所の確保を進めていきます。

- 持続可能な魅力ある保育サービスの提供

保育分野においても人材不足が進むなか、保育所において、保育士のキャリアアップや処遇改善に取り組むとともに、保育の質をわかりやすい視点で公表できる仕組みの導入を進めていく。学童クラブにおける放課後児童支援員のキャリアアップ及び処遇改善に引き続き取り組むとともに、育成環境の向上を図ります。

(2) 安定した家庭生活に向けた支援

- ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭が抱える幅広い課題に対して、経済的援助のほか、相談を通じて助言や情報提供を行い、自立支援につなげていきます。

- 経済的な支援の推進

保育、教育、医療等、子どもを健やかに育てるため、子育て家庭の経済的負担を軽減する各種支援を推進します。

5 関連する主な計画

- 多摩市子ども・子育て支援事業計画

用語解説

政策 1 施策 3 子育て・子育てを育む地域づくり

1 施策の目指す姿

豊かな子育て・子育てを実現するため、地域みんなが、子どもを介した地域活動をより活発化し、市民の支え合いが展開されています。

2 現状と課題

ファミリー・サポート・センターでは市民相互で支え合う子育て支援活動を行っています。

さらに、提供会員確保に向けて説明会・広報活動・研修会等を行うとともに、関係機関との連携、提供会員の確保やアドバイザーや研修による資質向上、配慮が必要な子どもへの対応・支援等充実を図ってきています。

子ども食堂や誰でも食堂は、食を通じて子どもの居場所を提供し、地域コミュニティを形成しながら、子どもの見守りを行っています。

地域の青少年のために実践的な活動を行う青少協地区委員会は、子どもの育成を家庭や学校だけの問題にせず、地域全体で積極的に関わっていくべきとして地域文化催事やキャンプ事業、防災や子どもの安全を見守る活動などを担ってきましたが、後継者育成が進まず活動休止とする地区が出始めています。

児童館は、子どもや子育て家庭のニーズに合わせ、妊娠期から乳幼児の育児支援や中高生世代への支援など、地域社会の児童福祉課題の対応にも応えてきましたが、今後も地域における子どもの居場所として、誰もが安全・安心して利用できる場所を目指すとともに、虐待、貧困、不登校などの福祉的課題の対応に向けて、更なる機能強化が求められています。

「子ども110番」事業を継続し、緊急時の子どもの安全な避難所を維持していくためにも、協力者を地域に増やすよう努めていくことが必要です。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3年度	目標値 令和8年度	目標値 令和14年度
①ファミリー・サポート・センターの利用 提供会員数	1,406人		
②子ども110番避難所協力者数 (個人、事業所の合計数)	3,373人		
③児童館登録児童数の割合	9,512人		

【出典：①子ども家庭支援センター ②・③児童青少年課】

4 主な施策の方向性

(1) 地域社会全体での子育て支援

- 地区委員会を地区単位や補助金の見直しなどにより、地域のコミュニティによる子育て支援を充実していきます。
- ファミリー・サポート・センターの周知活動の場を広げ、担い手を増やします。
- 関係機関との連携をしながら、配慮を要する子ども達に対しても適切な対応ができるように、ファミリー・サポート・センターの提供会員の質の向上を図ります。

(2) 子どもと保護者の居場所づくりの推進

- 児童館は各地域で同水準の児童館を維持し続けるのではなく、地域に合わせた役割や、機能、配置の見直しの検討を行い、今後の少子化や財政状況の変化にも対応しながら、子どもも保護者も自由に来て、安心して過ごすことができる家庭や学校に次ぐ、子どもや保護者にとって日常の居場所として運営を継続していきます。また利用者の声を聴き、必要に応じて相談や福祉につなぐ役割を果たしながら、事業を発展させていきます。

(3) 子育てを支援する生活環境の整備

- 子どもの安全見守りを日常の中で簡単に市民が協力できる仕組みを充実させていきます。
- 市内全小学校が参加する「こども110番」においては、緊急時に子どもを保護する「子ども110番避難所」の指定を中心とした子どもの防犯に関する活動を行っています。今後も新たな避難所の協力者を募りつつ、保護者と関係機関との情報共有を図り地域の安全維持を保っていきます。
- 防犯に関する講演会や、各地域の安全マップを保護者が作成・配布することにより、地域全体の防犯意識を高めていきます。

(4) 地域の子育て環境に携わる人のネットワーク

- 青少協地区委員会、学校だけでなく、地域も行事などの機会を通して子育てに関わることで、地域ぐるみで子どもを育てる・見守るためのネットワークの構築を推進します。
- 青少協地区委員会の参加がし易く担い手が増えるように、地域での活動以外の手続き負担の軽減等、検討を進めます。

5 関連する主な計画

- 多摩市子ども・子育て支援事業計画

用語解説

ファミリー・サポート・センター：「子育てのお手伝いをしてほしい方（利用会員）」と、「子育てのお手伝いをしたい方（提供会員）」が会員になり、子育てに奮闘しているお父さん、お母さんを地域で支え合う子育て支援の会員組織です。

政策 1 施策 4 子ども・若者が自分らしく成長するための支援

1 施策の目指す姿

子どもや若者が地域の中で支えられる中で、自己を確立し、社会との関わりを自覚しながら健やかに成長し、多様な主体と協働しながら社会を担っています。

2 現状と課題

すべての子ども・若者が、自分自身を認めるとともに、他者と互いに認め合いながら、将来にわたり希望を持って成長することのできるまちの実現を目的とし、令和4年4月「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」（以下、子若条例）を施行しました。子若条例の周知、啓発を進めてきましたが、引き続き周知、啓発を進め、子若条例の当事者である子ども・若者とともに、周囲の大人たちへの浸透を図ることが重要となります。また、子若条例に基づく取組みとして、子ども・若者の意見表明や子どもの権利擁護の仕組みの具現化が重要となります。

子ども・若者の抱える困難への理解を深めるとともに、第三の居場所として、子ども食堂などの地域で子ども・若者を支える活動との連携、協力が重要となります。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3年度	目標値 令和8年度	目標値 令和14年度
子若条例の認知度（世論調査等）	0		
子ども食堂の数	11		
子ども・若者の意見表明の数	0		

【出典：①・②・③児童青少年課】

4 主な施策の方向性

(1) 支援が必要な若者に対する切れ目のない支援

- ひきこもりへの理解を促進し、当事者、家族、支援者の後押しとなる取組みを推進します。
- 子ども食堂運営団体や社会福祉協議会と連携し、役割分担を明確にしながら、食事を通じて「地域交流の場」や子どもの「見守りの場」を提供する支援を推進します。
- 子ども・若者の意見表明の仕組みとして、WEBを活用した取組みを展開し、環境を整えることで、いつでも意見表明が出来る機会を保障していきます。
- 子どもの権利擁護の仕組みとして、子どもが権利を侵害され「嫌だな」と思った心の声を受け止める環境を整えることで、子どもの悩みや苦しみを早期に発見し、早期に解決に結びつけるために、子どもの受援力（助けを求める力）を高め、健全な成長を支えていきます。
- 多摩市の子ども・若者施策の中心である条例の周知、啓発を行い、子ども・若者をはじめ周囲の大人たちにもその理念を浸透させることで、子ども・若者が未来に希望を持って成長できる環境を整えます。

(2) 子どもの貧困対策

- 家庭の経済状況で子どもの学びの機会に差が生じないように、子どもの学習支援を充実させ、子どもの成長を支えます。

5 関連する主な計画

- 多摩市子ども・子育て支援事業計画

用語解説